

湾・灘協議会の設置状況及び課題

関係 13 府県のうち 5 県で計 7 協議会が設置されているところ。今般、湾・灘協議会の設置状況及び課題について整理した。

1. 設置状況

○ 設置単位

府県ごと又は府県内の一部の海域ごと開催される。

○ 構成員

構成員としては、行政（当該県、県内関係市町村、関係行政機関（農林水産省、国土交通省、環境省の出先機関から一部）、関係団体（漁業団体、環境保全団体、森林組合等から一部）からの参画がみられる。協議会によっては、学識者や地域住民、研究機関、企業が参加した事例がある。

○ 開催頻度

年 1 回程度の開催や、府県計画の策定又は変更に際して開催される場合が多い。

○ 体制

分科会を設置している事例がある。

○ 審議事項

府県計画に関する検討や、漂流・漂着・海底ごみ対策、水質の保全及び管理に関する検討、取組に関する連絡調整、情報共有、意見交換など、協議会ごとに多様な事項が審議されている。

2. 課題

標準的なルールが特段ないことから協議会ごとに多様な状況である。

また、府県計画に関する意見聴取の場であるため、府県内を単位とすることが多い。一方で、施策は湾・灘等の実情に応じた施策を行われなければならないことから、湾・灘等全体の状況や、湾・灘等に隣接する府県の取組状況を把握する必要がある。